

## 株式会社セイム行動計画(第2回)

全ての社員が仕事と家庭を両立させ安心して働ける職場環境をつくることにより、全ての社員の労働意識を高め能力を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成22年10月1日から平成24年9月30日までの2年間

2. 内 容

目標1

病気、ケガをした小学校就学前の子の看護、及び予防接種又は健康診断を受けさせる場合

子が1人の場合は年5日以内、2人以上の場合は年10日以内(無給とする)

その内、5日以内は特別有給とする。又病気、ケガをした中学校就学前の子の看護、及び予防接種又は健康診断もその特別有給休暇の対象とする。

特別有給休暇は1日、半日単位として無給休暇は1時間単位で取得できるものとする。

目標2

ノ - 残業デーを月に4日設定し、実施する